

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-6
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の変更に係る使用前検査			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第2項で準用する第8条の2第5項			
許認可等の概要	一般廃棄物処理施設の構造、規模等の変更に係る使用前の適合検査			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第1項 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)4条及び第4条の2 ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条及び第3条 			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	21日			
期間の制定根拠	H13.10.1伺定			